

和牛精液及び和牛受精卵の譲渡契約約款について

当団では、農林水産省が設置した「和牛の遺伝資源の流通管理に関する検討会」の見解である

「和牛遺伝資源を取引する際には、適切な品質管理を前提に利用許諾条件を設定した契約を締結することにより情報財としての価値を保護する慣行を現場に普及・定着させることが効果的である」

を受けて、令和2年4月1日から、当団が販売等で譲り渡す全ての和牛精液及び和牛受精卵について、次の定型約款(※)に基づき対応することをお知らせします。

(※：民法第2章第1節第5款に規定する「定型約款」(令和2年4月1日から施行)に該当するものとなります。)

和牛精液及び和牛受精卵の譲渡契約約款

この約款（以下「本約款」といいます。）は、一般社団法人家畜改良事業団（以下「当団」といいます。）が販売等で譲り渡す和牛精液及び和牛受精卵（以下「本和牛遺伝資源」といいます。）の利用条件を定めるものです。本和牛遺伝資源を当団から譲り受ける皆さま（以下「ユーザー」といいます。）には、本約款に従って、本和牛遺伝資源を御利用いただきます。

第1条（適用）

本約款は、ユーザーと当団との間の本和牛遺伝資源の利用に関わる一切の關係に適用させていただきます。

第2条（禁止事項）

ユーザーは、本和牛遺伝資源を使用し、又は第三者へ譲り渡すに当たり、以下の行為をしてはいけません。

1. 家畜改良増殖法など関連法令に違反する行為
2. 本和牛遺伝資源を日本国外に持ち出すための行為
3. 本和牛遺伝資源を日本国内で飼養される肉用牛の生産及び改良の目的以外で利用する行為

第3条（第三者への譲渡）

ユーザーは、本和牛遺伝資源を第三者に譲り渡す場合には、本約款と同様の内容を当該第三者に義務づけなければいけません。

第4条（規約の変更）

当団は、必要と判断した場合には、ユーザーに通知することなく本規約を変更することができるものとします。

以上